

行政手続きが簡素化

10月から、皆さん一人一人にマイナンバーが通知され、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の手続きで利用が始まります。今回は、マイナンバー制度の概要とカードの交付についてお知らせします。

通知カード(見本)



個人番号カード(見本)



マイナンバー制度とは

社会保障・税番号制度のことで、行政手続きを効率化して国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

住民票を持つ全ての人に12桁の個人番号(マイナンバー)を付すことで、複数の機関で使用する個人の情報が同一人物の情報であることが確認できるようにします。

これにより、社会保障給付などの申請時に必要となる添付書類が不要になるなど、行政手続きが簡素化されます。

また、所得やほかの行政サービスの受給状況などの情報を把握しやすくなるため、本当に困っている人へのきめ細やかな支援などが期待できます。

個人情報の安全対策

マイナンバー制度の導入後も、個人情報(これまでも通り、各行政機関などが保有します。法律で認められる場合に限って、情報を照会・提供する「分散管理」が行わ

れるため、個人情報が特定の機関に集約されることはありません。

また、マイナンバーを含む個人情報(これを保有する事務)の特定個人情報保護評価の実施、行政機関や地方公共団体を監視・監督する特定個人情報保護委員会の設置、法律に違反した場合の罰則強化などの対策が取られています。

10月に通知カードを送付

10月5日以降、マイナンバーが記載された通知カードと、個人番号カードの交付申請書が、地方公共団体情報システム機構から各世帯に簡易書留で送付されます。

マイナンバーは、漏えいして悪用される恐れがあると認められる場合を除き、変更できません。カードは大切に保管してください。

希望者には個人番号カードを交付

平成28年1月以降、申請した人に個人番号カードが交付されます。

個人番号カードは、マイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。このほか、住民票などのコンビニ交付、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどにも利用できる予定です。申請後、交付まで数週間かかる場合があります。

場合があります。e-Taxで平成27年分の確定申告を予定している場合は注意してください。

交付を希望する場合は、交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒で送付してください。スマートフォンやパソコンからも申請できます。後日送付される交付通知書と通知カードを持って市民課(市役所1階)へ行ってください。初回の発行手数料は無料です。

引っ越しで住所が変わるなど、通知カードや個人番号カードの記載内容に変更がある場合は市民課に届け出てください。

住基カードはどうなるの

住民基本台帳カード(住基カード)の交付は12月28日で、住基カードを使用した電子証明書の発行・更新手続きは12月22日で終了します。ただし、それぞれの有効期限までは利用できます。

個人番号カードの交付を受ける場合、住基カードは回収されます。※くわしくは、制度全般については国のコールセンター(☎0570・20・0178、月～金曜日の午前9時30分～午後5時30分)または行政管理局(☎20・1501)、カードについては市民課(☎20・1525)へ。